

11月 5日 部長会議資料

議題・課題等提案

多度町総合支所

## 目 次

### I 農業基盤整備について（地域振興課）

1. 現 状	1
(1) 水田の整備状況	
(2) 主な水利施設の整備状況	
2. 課 題	2
(1) 農業者の高齢化とほ場整備について	
(2) 水利施設の保全管理について	
3. 今後の取り組み	3

### II 獣害対策について（地域振興課）

1. 現 状	4
2. 課 題	6
3. 今後の取り組み	7

## I. 農業基盤整備について（地域振興課）

### 1. 現 状

#### （1）水田の整備状況

多度地区においては、表1のとおり昭和30年代初から昭和50年代中頃までに、区画整理と用排水路の整備を行い、農業機械を利用した作業ができる水田整備がなされた。

その中で、30a程度の標準区画水田は、No.4の旧多度土地改良区の水田の一部で全体の約10%、1ha以上の大区画水田は、No.6の上之郷地区の約1%という状況である。

表1 主な基盤整備事業

NO	事業の種類（実施主体）		施工面積（ha）	施工時期
1	（七取土地改良区） 区画整理事業	団体営	312.0 （うち畑22.6）	昭和28年 ～昭和31年
2	（野代村土地改良区） 区画整理事業	団体営	212.9 （うち畑13.7）	昭和28年 ～昭和39年
3	（境川土地改良区） 用排水分離事業	団体営	74.7 （うち畑8.1）	昭和31年
4	（旧多度土地改良区） 県営ほ場整理事業	県 営	210.3 （うち畑1.8）	昭和46年 ～昭和54年
5	（旧古美土地改良区） 自休村整備事業	団体営	22.0 （うち畑0）	昭和51年 ～昭和54年
6	（七取土地改良区） 県営ほ場整備事業 【上之郷地区】	県 営	46.3 （うち畑3.0）	平成9年 ～平成14年
7	（野代村土地改良区） 基盤整備事業 【野代地区】	団体営	89.7	平成24年 ～平成28年

#### （2）主な水利施設の整備状況

多度地区における主な水利施設（地域の重要な取水及び排水施設）については、表2にあるように約8割の施設が標準的な耐用年数を超過している状況である。そのため、水田において最も水が必要となる4月から8月までの間において、昨年は揚水機1基が、今年は揚水機等4基が突発的に故障する事態となり、市及び各土地改良区で急遽の対応を余儀なくされた。

また、農業用水路については、表1における昭和30年代初から昭和50年代中頃までの区画整理の際に整備されたもので、数年後には多度地区内のほぼ全ての水路が耐用年数の40年を超過することになる。

表2 主な水利施設の耐用年数超過状況

施設区分	施設数		
		内、耐用年数 超過施設数	割合
主な水利施設数（耐用年数）	27	21	78%
暗渠等	2	2	100%
水門等	4	3	75%
用排水機場	21	16	76%

※市が直接管理をしているものだけでなく、土地改良区及び農家組合等において管理しているものも含む。ただし、農家組合等が管理している河川から直接取水するための簡易な施設については含まない。

※試算に用いた各施設の耐用年数は、土地改良事業の費用対効果分析に用いる標準耐用年数を利用している。（暗渠：40年、水門：30年、機場：20年、水路：40年）

## 2. 課題

### (1) 農業者の高齢化とほ場整備について

農林水産省「農林業センサス」では、全国的にも農業者の6割が65歳以上で、3割が75歳以上という状況であり、次のような問題が生じている。

- ① 高齢化に伴い農作業への負担が増えている。
- ② 後継者がなく、所有している農地の将来に不安を感じている。
- ③ 農地を貸したくても借り手がない。

これらの問題を解消するためには、担い手農家に農地を集積することが必要になる。このことにより、担い手農家にとっては、大型で高速の機械を導入し、効率的な農作業を実施することが可能になる。そのためにも、全体の約9割を占める30a未満の水田について、大区画化を進め担い手農家にとって魅力ある水田に改良していくことが必要となる。

農林水産省の平成21年現在の調査によると、1ha程度に区画された場合の担い手農家による地区の経営面積は約3倍に増加し、水稻労働時間は約6割、水稻生産費は約4割減少したというデータがあり、ほ場整備事業の実施によって非常に効率的な作業が可能となることがわかる。

[大区画のほ場整備事業をするメリット]

- ① 高速で大型の機械の導入が可能となる。
- ② 農地の集団化や利用集積による団地化がスムーズに進む。
- ③ 麦、大豆などの転作作物の収穫量の増加が見込める。

## (2) 水利施設の保全管理について

全国的にも、水利施設の多くが昭和30年代から40年代の高度経済成長期に整備されたため、老朽化が急速に進み、その補修が必要な時期を迎えている。

多度地区においても、主な水利施設の8割が、水路についてはほぼ全てが、耐用年数を経過する状態となっている。また、市が管理していない土地改良区や農家組合等で管理している水利施設等についても、ほぼ全てが昭和30年代初から昭和50年代中頃までのほ場整備の際かそれ以前に作られているという状況である。

このため、農林水産省が提唱している「水利施設に深刻な機能低下が発生する前に、施設の機能診断に基づく必要な補修等の予防保全策を実施し、施設のライフサイクルコスト（建設、維持管理等に必要な全ての費用）の低減を図るストックマネジメントの実施」を積極的に進めていくことが必要である。

それにより、水利施設の機能診断を行い補修等が必要な施設を重点的に整備することで、長寿命化とライフサイクルコストの低減に繋げるとともに、補修、更新等を機動的かつ確実に行う新しい戦略的な保全管理を実施することができる。

多度地区の排水機場については、10基中6基が耐用年数の20年を10年あまり経過しているが、これらの排水機場のポンプ、エンジン等については経過年数や使用状況に応じて、定期的かつ計画的に整備、補修を実施することで、耐用年数の延伸を図っている。

しかし、長寿命化にも限界があり、老朽化施設の更新を計画的に進めていく必要があるが、費用面での負担が大きな課題となっている。

## 3 今後の取り組み

農業の基盤は、“土地”と“水”であり、良好な営農条件を備えた農地と農業用水を安定的に確保することは、農業生産力を支える上で非常に重要な役割を担っている。

また、持続可能な農業を実現していくためには、大区画化と農地集積の推進とともに、農地の整備や水利施設の保全管理を実施していくことが重要である。

そして、地域の協働力、結束力を活用し、農地という“国土”を守り、結果的に災害に強い農村社会の形成に繋げていく必要がある。

このような観点の下に、農地の基盤整備等のインフラ整備とともに、農地銀行や農地集積について地域の意見を集約した「人・農地プラン」を活用し、担い手農家への農地の集積を推進する。

さらに、農道や水路等の整備と水利施設の長寿命化や計画的な更新を進め、長期的に農業が維持できるように努めていく。

## Ⅱ. 獣害対策について（地域振興課）

### 1. 現 状

近年、多度山のふもとに近い地区において、シカ・イノシシ・サルによる農作物の食害や、雨どい・屋根瓦の損壊等の被害が増大している。

シカ・イノシシについては、有害駆除対策として猟友会桑名支部へ捕獲・駆除業務を委託している（表1）。また、地元住民が主体となって、獣被害防止柵や電気柵の設置を行うことで、獣と人間との棲み分けが出来、被害が減ったとの声もいただいている（表2）。

一方、サルについては、地元有志による「追払い隊」や農業従事者等への花火の支給、電動ガンの貸出等を行い、地域が一体となった追払いを行っている。また、追払い活動の補助として緊急雇用創出事業により臨時職員を雇用し、平成23年度に行った生息域調査委託業務の際に教えてもらったノウハウを活用した効率的な獣被害パトロールを行っている。

この他にも、三重県中央農業改良普及センター技師を講師として地区別にサルの被害防止のための勉強会を行っている。

しかし、最近では、花火の音にサルが慣れつつあり、従来の追払い方法の効果が下がってきており、被害の減少に繋がっていないのが現状である。

《写真1》自動撮影カメラによる被害畑の撮影



表 1. 有害獣駆除頭数（多度地区）

平成 25 年 9 月 30 日現在

年 度	イノシシ	シ カ	合 計
22 年度	29 頭	3 頭	32 頭
23 年度	59 頭	8 頭	67 頭
24 年度	75 頭	20 頭	95 頭
25 年度 (9 月 30 日現在)	41 頭	5 頭	46 頭
合 計	204 頭	36 頭	240 頭

表 2. 獣被害防止柵設置状況

平成 25 年 10 月末日現在

地区名	設置済み延長	平成 25 年度 設置予定延長	合 計
柚 井	2,170m	300m	2,470m
多 度	1,041m		1,041m
猪飼・北猪飼	1,750m	339m	2,089m
力 尾	—	—	—
古 野	3,040m	1,970m	5,010m
美 鹿	500m		500m
合 計	8501m	2,609m	11,110m

## 2. 課題

### ○シカ・イノシシ

- ・ 獣被害防止柵を抜けて麓へ下りてくる獣の進入路の把握と対策
- ・ 獣被害防止柵の点検と除草の実施
- ・ 獣被害防止柵の設置ができない市道・農道・河川からの侵入防止方策

### ○サル

- ・ サルの駆除は猟友会桑名支部では受託してもらえないため、駆除実施者の確保
- ・ 動物駆逐用煙火（花火）に代わる追い払いのための有効な手段・方策の開発
- ・ 山深くまでサルを追う体制づくり
- ・ 動物用駆逐煙火（花火）を早朝・夜中に使用する事による苦情
- ・ 農家ではない方の獣害へ理解と協力体制の確保

### 《写真2》 獣が渡る河川の例

（写真左側がイノシシによって掘り起こされている）



### 《写真3》 追払い隊の追払い風景

（動物用駆逐煙火（花火）とエアガン使用）





### 3. 今後の取り組み

平成 19 年に多度地区獣害対策委員会を立ち上げ、様々な取り組みを行ってきた結果、イノシシ・シカの被害に対しては一定の効果をあげている。

このため、今後も、獣害防止柵と集落の間に生息する獣の捕獲・駆除を重点的に行っていく。

獣被害防止柵の未設置地区については、地域の実情を考慮しつつ設置を推進していく。

サルに対しては、従来の追払いを中心とした対策では効果が薄くなってきたことから、県の指導や先進地での取り組み等を参考にし、地域住民と協力して効果的な対策を講じていくとともに、地元の狩猟免許保持者に協力を求め捕獲・駆除を行っていく。